

株式会社会計法評価規定の展開(二)

——最高限度額主義の時代——

安 藤 英 義

目 次

第一章 序 論(前号)

第二章 出資者の為の分配利益計算の基礎としての評価規定——商人に慣習的な低価主義——(前号)

第一節 一七九四年プロシア普通国法

第二節 一八三九年ヴュルテンベルク王国商法草案

第三節 一八四三年プロシア株式会社法及び一八五六年株式会社規則

第四節 一八四九年ドイツ普通商法草案

第五節 一八五六年プロシア商法第一草案

第三章 評価規定に於ける債権者保護思考の登場——二元的評価規定——(前号)

第一節 一八五六年プロシア専門家会議

第二節 一八五七年プロシア商法第二草案

第四章 財産表示の為の評価規定——売却時価主義——(前号)

第一節 一八五七年、一八六一年ニュルンベルク立法會議

第二節 一八六一年普通ドイツ商法

株式会社会計法評価規定の展開(二)

第三節 普通ドイツ商法評価規定の解釈に関する初期の学説及び判決

第四節 明治一七年ロエスレル草案、明治二三年旧商法及び明治三二年新商法

第五章 資本金維持の為の評価規定——最高限度額主義——（本号）

第一節 一八七〇年株式法改正法

第二節 一八八三年株式法改正法草案

第三節 一八八四年株式法改正法及び一八九七年商法

第四節 一九三〇年株式法草案、一九三一年株式法令及び一九三七年株式法

第五節 明治四四年改正商法及び昭和一三年改正商法

第五章 資本金維持の為の評価規定

——最高限度額主義——

第一節 一八七〇年株式法改正法

——部分的時価以下主義——

先の普通ドイツ商法（一八六一年）では、既述の如く、商業帳簿に於ける評価の一般規定がそのまま株式会社にも適用される仕組になっていた。しかるに、一八七〇年株式法改正法（Aktienrechtsnovelle——普通ドイツ商法の中の株式会社及び株式合資会社に関する法規の改正法のこと）以後、株式会社に特別な評価規定が置かれるようになり今日に至って

いる。従って、固有の意味での『株式会社会計法評価規定』は、この一八七〇年株式法改正法に始まると云えよう。

一八七〇年株式法改正法は、新たに株式会社に対して特に次のような規定を設けた。⁽¹⁾

第二三九 a 条「貸借対照表の作成については、次の規定に従う。

(1) 取引所の相場ある有価証券は、それが貸借対照表作成の時に有する相場価値 (Kurswerth) を超えざる額で記載され得る。

(2) 創業費及び管理費 (Kosten der Organisation und Verwaltung) は積極財産として計上され得ず、その全額は年次計算書 (Jahresrechnung) に於て支出として計上されねばならない。⁽²⁾

(3) 資本金の額及び或いは会社定款に定められた準備金又は更新資金 (Reserve- oder Erneuerungsfonds) は、消極財産として記載されねばならない。

(4) 積極財産の総額と消極財産の総額の比較によって生ずる利益又は損失は、貸借対照表の末尾に独立して表示せねばならない。」

そして、右の第二三九 a 条に関連して、立法理由書は次のように述べている。⁽³⁾

「……従来の経験からして、株式会社を国家の許可から解放するに際しては、資本金の形成と維持の為に法律に於て特別の配慮を行う必要がある。株式会社の本質を成すものは、専ら或いは主としてこの資本金である。債権者は、社員の人物よりもむしろ集積された財産を信頼する。……この観点から、資本金或いはそれに等しい有価物の継続的維持——それが実際の損失によって減少されない限り——にも留意が為されねばならない。……計算及び貸借対照表

に対する尚いくつかの経験上特に重要な原則が設けられねばならない。現行商法は第二〇九条第六号でこれを定款規定に委ねているが、これは、州政府の許可に先立って行われる定款の検査の他に、監督官庁は広汎な権限を以て貸借対照表を検査せねばならなかった(第二四〇条)が故に可能であった。両者は今後廃止される。それ故、債権者の利益の為にはっきりしたことを定め、それによって、高額配当が行えるように貸借対照表を調整する傾向を充分阻止することがより一層必要となる。……」

右に掲げた第二三九 a 条の中、我々が直接問題にする評価規定は結局第一号丈であるが、しかしその位置を知る為及び立法理由書の関係から同条全文を示しておいた。そして、右に掲げた資料から次のことが明らかである。第一に、第二三九 a 条第一号は時価以下主義の評価規定である。第二に、かかる評価規定を含む第二三九 a 条の目的は、債権者保護の為に資本金維持を確立・強化することにある。第三に、資本金維持をこの段階で特に云々する理由は、一八七〇年株式法改正法が株式会社の設立を、従来の許可主義から準則主義に移行し同時に設立後の政府による監督も廃止することにある。以下、これらの点について順に説明を加える。

まず第一の点、第二三九 a 条第一号が時価を上限とする評価規定即ち時価以下主義の規定であることは、その条文から明らかである。このように評価の上限を定めるやり方及び規定を、一般に最高限度額主義 (Höchstwertprinzip)⁽⁵⁾ 及び最高限度評価規定 (Höchstbewertungsvorschrift)⁽⁶⁾ と称しているが、一八七〇年株式法改正法のこの第二三九 a 条第一号は最高限度額主義の嚆矢を成すものである。所で、この規定に関しては、二つの問題がある。一は、この評価規定と一般的评价規定である第三一条との関係についてであり、二は、この評価規定が有価証券丈を対象にしている

ことに關してである。

前者については、第三一条を前章のように絶対的な時価主義と解する我々の立場（従来の通説でもある）からすれば、第二三九 a 条第一号は明らかに株式会社に対する特別規定に他ならない。所が、当時の注釈書を調べてみると興味深い現象を発見する。それは、新たな第二三九 a 条第一号が逆に在來の第三一条の解釈に影響を与える可能性が出てきたことである。例えばトール (H. Thöl) は、「第二三九 a 条第一号は既に第三一条から明らかであり、従つて余計な繰返しである」と述べているが、これは明らかに、第三一条は時価以下主義であると云う解釈に繋がる。しかるに、当時の注釈書は、私の知る限り、第三一条の説明に於てはそれが時価以下主義を意味すると迄は云っていない。即ち、第三一条では時価主義であると理解されるような説明をしておいて、第二三九 a 条第一号の段になるとそれは第三一条に一致すると云うのが、当時の注釈書の一般的傾向である。⁽⁸⁾かくして、第二三九 a 条第一号の登場によって、第三一条の解釈に変化が生ずる可能性が、当時の注釈書の中に出てきているのである。

次いで、第二三九 a 条第一号が有価証券文を対象にしている問題である。この点について例えばケイスナー (H. Kysner) は、「個別の場合を強調した結果、總ての財産が同じ原則に従うと云うことを恐らく少なからず忘れさせてしまった⁽⁹⁾」と云つて非難しているが、しかし立法者の意図は、アウエルバッハ (W. Auerbach) の次の見解に窺われるように思われる。即ち、「第二三九 a 条第一号は、決して一般的なものではなく、元來金・融・機・関・の・貸・借・対・照・表に對する一つの特種原則を含んでいるに過ぎない。なぜなら、製造・商事等それ以外の会社でも取引所の相場ある有価証券を有することはあるが、しかしそれらがそれ程重要である⁽¹⁰⁾と云うことは無いからである。」（傍点は安藤）しかない

ずれにせよ、第二三九 a 条第一号は、時価以下主義の対象として取引所の相場ある有価証券しか指示していないと云う点に於て、それが云わば部分的時価以下主義であることは否定できない。

第二の点、時価以下主義が株式会社の債権者保護の為に資本金の維持を確立し強化する為の一環として登場していることは、前掲理由書から明らかである。時価以下主義は、時価主義に於ける資本金の維持を更に強化する為の評価原則である。時価主義貸借対照表に於て觀念された所の債務超過に対するクッションとしての資本金⁽¹¹⁾の維持は、丁度資本金に相当する丈の債務弁済適格財産の維持を図るものであるが、これに対して時価以下主義は、資本金相当額以上の財産の維持を可能にする、と云うよりむしろそれを図るものである。時価以下主義がこのような云わば資本金の積極的維持を意図するものであることは、この評価原則が、商人一般を対象とする所の一般的評価規定としてではなく、株式会社の特別評価規定として、しかも草案理由書に見る如く資本金維持の確立・強化の目的の下にはじめて登場していることから明らかであろう。更にこのことは、この後一世紀近くに亘って、時価以下主義を基本とする最高限度額主義が株式会社会計法評価規定を支配することからも窺えよう。

第三の点、一八七〇年株式法改正法に於て債権者保護即ち資本金維持が強化されたのは、前掲理由書から明らかな如く、この改正法が株式会社の設立を準則主義化し同時に政府による監督を廃止した為である。条文の上で見れば、前者はそれ迄の普通ドイツ商法第二〇八条⁽¹²⁾第一項の削除、後者は同じく第二四〇条⁽¹²⁾第二項の削除等となって現われている。普通ドイツ商法もプロシア草案(第二草案)に比べれば既に「会社に対する国家的監督に関する規定は殆どなくなり、免許主義の基礎をなす思想の大半は揚棄された」⁽¹³⁾ものとなっていたと云われているのであるが、愈々一八七

○年改正法では許可主義及び国家の監督と完全に訣別することになった。今後は、会社の定款が商法の規定に反していない限り、会社の設立を認めることになる。そして設立後の政府の監督も無い。そうすると、何よりも会社債権者の保護には万全を期さねばならない。そしてその為には、予め商法規定の上で債権者保護即ち資本金維持を確立・強化しておく必要があったわけである。

(1) E. S. Puchelt, Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 3. Aufl., 1. Bd., Leipzig, 一八八二年、四九三頁参照。

(2) 損益計算書 (Gewinn- und Verlustrechnung) の意義。H. Staub, Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 3. & 4. Aufl., Berlin, 一八九六年、五八〇頁参照。

(3) E. Schmalenbach, „Über das allgemeine Bilanzrecht“, Zeitschrift für Handelswissenschaftliche Forschung, 11. Jahrgang, 一九一六年及び一九一七年、三八頁〜四〇頁参照。

(4) 尚同条第二号は、所謂貸借対照表能力規定 (の嚆矢で) あり、評価規定と共に貸借対照表の實質内容に係わる規定であるが、この論文では当初の計画に従い評価規定に的を絞って論を進めることにする。

(5) E. Kosiol (Hrsg.), Handwörterbuch des Rechnungswesens, Stuttgart, 一九七〇年、一五四二頁。谷端 長稿「Höchstwertprinzip から Festwertprinzip へ」(神戸大学経営学部研究年報Ⅹ、一九六七年) 参照。尚「最高限度額主義」(及び後の章で出てくる「確定額主義」)の訳語は、右の谷端教授に依った。

(6) K. Barth, Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts, 1. Bd., Stuttgart, 一九五三年、一三七頁。

(7) H. Thöl, Das Handelsrecht, 1. Bd., 6. Aufl., Leipzig, 一八七九年、五〇一頁。

- (8) H. Köyner, Die Aktiengesellschaften und die Kommanditgesellschaften auf Aktien unter dem Reichs-Gesetz vom 11. Juni 1870, Berlin, 1873年, 1140頁。A. Renaud, Das Recht der Aktiengesellschaften, 2. Aufl., Leipzig, 1875年, 五六〇頁及び五六一頁。H. Köyner, Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch nach Rechtsprechung und Wissenschaft, Stuttgart, 1878年, 1128頁。W. Endemann (Hrsg.), Handbuch des Deutschen Handels-, Soc- und Wechselrechts, 1. Bd., Leipzig, 1881年, 1145頁。E. S. Puchelt (Hrsg.), Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 1 Bd., Leipzig, 1882年, 494頁参照。
- (9) H. Köyner, 前掲 Die Aktiengesellschaften, 1140頁。
- (10) W. Auerbach, Das Aktienwesen, Frankfurt a. M., 1873年, 281頁。
- (11) 本稿第三章第一節(商学研究18, 254頁~255頁)参照。
- (12) 本稿第四章第二節(商学研究18, 282頁~283頁)参照。
- (13) 大隅健一郎,『株式会社法変遷論』, 有斐閣, 昭和二年, 六九頁。

第二節 一八八三年株式法改正法草案

——全面的時価以下主義及び部分的低価以下主義——

一八七〇年の株式法改正法に次ぐ株式法の改正は次節で述べる一八八四年の改正法であるが、それに先立ち、その第一次草案とも云うべき一八八三年公表の株式法改正法草案が存在する。この草案は、一八八四年改正法との間に評價規定に關し単に違いがあるばかりでなく、更にその違いは最高限度額主義の展開を理解する上で重要なものである。

そこで本節では一八八三年草案を独立に取り上げる。

一八八三年の株式法改正法案⁽¹⁾は、次のような規定を有する。

第一八五a条「貸借対照表の作成については、第三一条の一般規定は次の条件を以て適用される。

(1) 取引所価格又は市場価格ある有価証券及び商品は、貸借対照表作成時の取引所価格又は市場価格を超えざる額で記載され得る。

(2) その他の財産物件は、取得価格又は製作価格を超えざる額で記載されねばならない。損耗する物件については、それに見合う額の控除が行われねばならない。

(3) 設備及びその他、転売にはなく継続的に会社の事業経営に充てられる物件は、損耗に見合う額の控除が行われ又は同額の更新準備金が計上される限り、より低き価値を有する時と雖も取得価格又は製作価格で記載され得る。

……(4)乃至(6)省略)……」(第二編第二章、株式合資会社。)

第一八五b条「貸借対照表により明らかとなる損失又は営業年度中に生ずる異常損失を填補する為に、準備金(Reservelonds)が設けられねばならない。準備金には次のものが積立てられねばならない。

(1) 総資本(Gesamtkapital)の増加に際して株式に払込まれた金額が額面を超過する場合の全利益。

(2) 準備金が総資本の一〇分の一又は定款に定めたそれより高い率を超えない限り、年度純利益の少なくとも二〇分の一。」(同。)

第二三九c条「貸借対照表及び準備金に関する第一八五a条及び第一八五b条の諸規定は、準用される。……」

(第二編第三章、株式会社。)

右に示した条文中には所謂法定準備金の規定もあるが、これは最高限度額主義と関連して後の説明に必要なので掲げておいた。

次いで、同草案理由書を見ると、まず貸借対照表の作成原則一般について、次のように述べている。

「商法第二三九 a 条に含まれている一八七〇年改正法の規定は、国家の許可及び監督権の廃止に際して、株式会社によって過大な配当が支払われる傾向を阻止すると云う正当な目的を追求した。……

当該法律は専ら、総ての株式会社に対する堅実性の命令として無条件に定められるべき規範を確定すると云う任務を持ち得る。商人の慣習を装った不正な財産の過大評価が容易に為され得るようにすべきではなく且つ資本金に基礎を置く社会的信用が悪用され得るようにすべきではない時に、仮令ここで完全は期し得ないとしても、立法が貸借対照表の作成について一切の干渉を止めることは許されない。それ故当草案は、(一八七〇年)改正法の実体的諸原則を経験上妥当と思われる観点から補完することを目的とせねばならなかった。」

このように述べた後で、同草案理由書は、評価規定の詳細な説明に入る。

「当草案は、主要な原則として商法第三一条に関連して次の規定を設ける。総ての財産物件は貸借対照表作成時の普通価値 (gemeiner Wert) で評価されねばならないが、但し取得価格又は製作価格を超えて評価されてはならない (第一八五 a 条第二号、第二三九 c 条)。この後者の制限は第三一条には本来無いものであるが、しかし株式会社の制度に於てはその正当性が有る。と云うのは、通常行われる純利益の分配に関して、確かに名目的には存在するがしかし

実際には未だ当該財産物件の売却によって実現されていない利益が分配されるのを防がねばならないからである。

……

取得価格は一般的に限度を成すべきである。しかしその限度内では、当該財産がしかも貸借対照表作成時に有する所の普通価値が第一に顧慮される。後者には、厳密に云えば、既に次のことが含まれている。即ち、その性質によって損耗する財産については、損耗に見合う額が控除されねばならない。それにも拘らずこの原則は経験によれば屢々侵される……ので、この原則を法文によって明言することは当を得たことである。それに対して、損耗額を控除しても尚その普通価値が取得価格を超えている場合には、この原則は、その上尚この取得価格からその損耗額が控除されることは要求しない。

右に述べた一般原則には、しかし二つの例外が置かれねばならない。

(a) 第一の例外は、実質的には既に現行法が作っている。即ち、一般的な商人の慣習に従って、取引所の相場ある有価証券は、それらが貸借対照表作成時に有する相場で評価されることを、現行法が認めている(第二三九 a 条第一号)。それ以上の評価は許されない。……(当草案の)該当規定は当然、貸借対照表成日の後に相場の下落に出会った有価証券をこのより低い相場で評価することを禁じない。それどころかむしろ、会社の機関によって履行されるべき正常の営業人の慎重さは、これを要求する。このことは、会社の機関が現実の情況から判断して、本来許されるべき評価は実際の価値を超えていると云う確信に到達せざるを得ない場合にも当てはまる。

市場価格を有する商品についても事情は変らない。それ故、当草案は現行法を補い、これについて評価の上限とし

て貸借対照表作成日の市場価格を認めた。

(b) 先に立てられた原則の今一つの例外を、当草案（第一八五a条第三号、第二三九c条）は、設備その他の転売にではなく継続的に会社の事業経営に充てられる物件に關して認めている。……当草案は、鐵道会社に於て既にこれ迄國家の監督官庁の承認さえ得て永く使われ、學説及び判例によつて認められた実務に倣つて、株式会社に設備又はこの種のその他の財産を取得価格又は製作價格で評價することを許す。但しこの評價を命じてはいない。従つてこの特典が利用されない場合には、この種の財産についても、既に述べた原則（第一八五a条第二号）が効力を生ずる。⁽³⁾」

右に掲げた詳細な草案理由書によつて、この一八八三年株式法改正法草案の貸借対照表規定従つて評價規定改正の趣旨は、一八七〇年改正法のそれに異なる所はなく、むしろその補完にあることが判る。一言で云うなら、債権者保護の為に資本金維持を強化すること、これがこの改正法草案に於ける評價規定の目的である。このことは暫く措いて、まず評價規定の具体的内容を眺めてみよう。

この草案に於ける評價の基本規定は、第一八五a条第二号である。このことは草案理田書から明らかである。第一八五a条第二号は、同第一号で予定する財産、即ち取引所價格又は市場價格ある有価証券及び商品、以外の總ての財産を対象として、第三一条との結び付きにより結局、時価原価比較低価以下主義を規定していると解される。この解釈は今少し説明を要しよう。当該条文及び理由書から明らかなことは、その普通価値⁽⁴⁾（第三一条）が原価を超えない限り普通価値で評價すると云うことである。それではその普通価値が原価を超えたらどうするのかと云えば、第一八五a条第二号の明文によつて、原価以下に評價せねばならない。この場合、原価はあく迄も評價の上限を画している

に過ぎない。従つて、原価を下まわる評価は一向に差支えない。このことは、第二号の文言に照らして間違いない。もしこの場合に原価以下ではなく絶対的に原価を付すことを要求するのであれば、第二号の文言は必ずや草案のそれとは違つていたであらう。所がこれとは逆に普通価値が原価以下の場合には、初めに触れたように絶対的に普通価値即ち売却時価を付することになるのであらうか。確かに条文及び理由書を見る限り、これは素直な解釈かも知れない。しかしもしこの解釈を採れば、云わば跛行的な評価原則を結果することになる。即ち、時価が原価を超える場合には原価以下主義、時価が原価を下まわる場合には絶対的な時価主義と云うわけで、片や最高限度額主義片や確定額主義となる。このような跛行的な評価原則は、一見しておかしいばかりでなく、それが如何なる意味を有するかも理解できない。されば、草案理由書に明らかな株式法評価規定の趣旨——資本金維持の強化——を考へて、第一八五a条第二号は第三号と結び付いて時価原価比較低価以下主義の主旨であると解釈すべきである。従つて、普通価値即ち時価が原価を下まわる場合には、時価が評価の上限になると解釈すべきである。⁽⁵⁾

第一八五a条第二号の基本的評価原則（時価原価比較低価以下主義）に対して、同第一号と第三号は例外を成す。このことも前掲理由書から明らかである。まず第一号は、取引所価格又は市場価格ある有価証券及び商品に対して時価以下主義を規定している。これは、内容的には、一八七〇年改正法の規定（第三九a条第一号）に新たに商品を加えたものである。所で、これらの有価証券及び商品に対して時価以下主義を採り、基本原則である（時価原価比較）低価以下主義と区別しているのは、それなりの理由があると思われる。それは、これらの有価証券及び商品については時価の把握が確実であり、この点に於てこれらの財産とその他の財産との間に違いが認められることである。

低価以下主義の基本原則に対する今一つの例外規定が、理由書にも明らかなように、第一八五a条第三号である。

これは、固定資産の評価について、鉄道会社に於て実務慣行として行われてきた減価償却法を商法が特に許容したものである。思うに、この第三号は二重の意味で例外規定である。一つにはそれが第二号の評価原則の例外を成すと云う意味に於てであるが、更に一つには、第三号が云わば命令規定ではなく許容規定であると云う意味に於てである。私見によれば、一般にかかる許容規定の内容は、少なくともその法律の基本的立場乃至理念を成すものではない。そこで、各法律（草案）の評価規定全体を（本稿第一章に予定の座標上に）位置付ける場合には、かかる許容規定は考慮の外に置くことになる。しかし、評価規定全体の位置付けの場合を除けば、我々にかかる許容規定に充分注目する。なぜなら、或いはそれは評価規定に於ける基本的立場乃至理念の変化の兆を意味するかも知れないからである。事実、ここでの固定資産の原価（マイナス減価償却額）評価の許容は、そのような意味を持つのであるが、この点は後の節で触れる。

以上見てきた評価規定の具体的内容を、先に述べたこの改正法草案に於ける貸借対照表規定の趣旨即ち資本金維持の強化に照らす時、次のことが明らかとなる。即ち、当草案の評価規定は、一八七〇年改正法の評価規定に比べて二重の意味で資本金維持の強化を図っている。まず第一に、一八七〇年改正法では取引所の相場ある有価証券だけが時価以下主義の対象とされており、云わば部分的時価以下主義に過ぎなかったのであるが、今度の改正法草案では一応総ての財産について少なくとも時価以下主義の適用があることになり、云わば全面的時価以下主義となった。第二に、更に一部の財産、即ち取引所価格又は市場価格のある、即ち時価の把握が確実な有価証券及び商品以外の財産につい

ては、原価以下と云う新たな制限が加えられ、従って（時価原価比較）低価以下主義と云うことになった。即ち、云わば部分的、低価以下主義の登場である。絶対的な時価主義よりも時価以下主義の方が資本金維持に資することは既に述べたが、時価以下主義よりも更に低価以下主義の方が資本金維持の強化に繋がることは明らかであろう。説明する迄もなく、時価以下主義よりも低価以下主義の方が、資産評価がより一層低く押えられることになり、その結果、分配利益の額はより小さくなるからである。

かくして一八八三年改正法案の評価規定は、最高限度額主義の適用範囲の拡大及び内容の強化と云う二重の意味で資本金維持の強化を図っているわけであるが、尚参考迄に述べれば、先に条文を掲げておいた新たな法定準備金規定の趣旨も同じく資本金維持の強化にある。これは、法定準備金をクッションとして資本金の維持を強化しようとするものである。法定準備金は、公示積立金による資本金維持の強化を図るものであるのに対して、最高限度額主義の評価原則は、秘密積立金による資本金維持の強化を図るものである。最高限度額主義の拡大強化と同時に法定準備金をも用意したことは、当時の立法当局が如何に資本金維持の強化に腐心していたかをよく物語っている。

(1) Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Begründung und Anlagen, vorgelegt dem Bundesrath am 7. September 1883, Berlin, 一八八三年。

(2) 前掲草案及び理由書、二五五頁～二五七頁。

(3) 前掲草案及び理由書、二五七頁～二六一頁。

(4) 理由書が第三一条の「付すべき価値」を普通価値と明言している点は、本稿第四章第二節及び第三節との関連で注目すべ

きである。

(5) D. Rung, Das Reichsgesetz betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften vom 18. Juli 1884, 2. Aufl., Berlin, 一八九三年、六一一頁参照。

第三節 一八八四年株式法改正法及び一八九七年商法

——全面的低価以下主義——

先の一八八三年株式法改正法草案の評価規定は若干のしかし重要な修正を受けて、一八八四年株式法改正法が成立した。そして、同改正法の評価規定は殆どそのままの形で一八九七年新商法に引継がれたので、この節ではこの二つの法律の評価規定をまとめて論ずることにする。

一八八四年株式法改正法の評価規定等は、次の通りである。⁽¹⁾

第一八五a条「貸借対照表の作成については、第三一条の一般規定は次の条件を以て適用される。

- (1) 取引所価格又は市場価格ある有価証券及び商品は、貸借対照表作成時の取引所価格又は市場価格を超えざる額で記載され得る、但しこれらが取得価格又は製作価格を超える場合には後者の価格を超えざる額で記載され得る。
- (2) その他の財産物件は、取得価格又は製作価格を超えざる額で記載されねばならない。
- (3) 設備及びその他の、転売ではなく継続的に会社の事業経営に充てられる物件は、損耗に見合う額の控除が行われ又は同額の更新準備金が計上される限り、より低き価値を有する時と雖も取得価格又は製作価格で記載され得

る。

……(4)乃至(6)省略)……」(第二編第二章第二節、株式合資会社について。)

第二三九b条「貸借対照表及び準備金に関する第一八五a条、第一八五b条及び第一八五c条の諸規定は、準用される。」(第二編第三章、株式会社について。)

第二四〇条第二項「会社の支払不能が生じた時は直ちに、取締役は破産開始を申立てねばならない。これは、年次貸借対照表又は営業年度中に作成された貸借対照表により、会社の財産がもはや債務を填補しないことが判明した場合に適用される。」(同。)

次いで、新商法である一八九七年商法(Handelsgesetzbuch)の評価規定等は、次の通りである。⁽²⁾

第四〇条「貸借対照表は帝国貨幣本位により作成されねばならない。」

財産目録及び貸借対照表の作成に際しては、総ての財産及び債務は、その作成の基準時点にそれらに付すべき価値によって記載されねばならない。

不確実な債権はその見積価値によって記載され、回収不能な債権は償却されねばならない。」(第一編第四章、商業帳簿。)

第二六一一条「貸借対照表の作成については、第四〇条の規定は次の条件を以て適用される。

(1) 取引所価格又は市場価格ある有価証券及び商品は、貸借対照表作成基準時点の取引所価格又は市場価格を超えざる額で記載され得る、但しこれらの価格が取得価格又は製作価格を超える場合には後者の価格を超えざる額で記

載され得る。

(2) (一八八四年株式法改正法第一八五a条第二号と同文。)

(3) (同じく第三号と同文。)

…… (4)乃至(6)省略)……」(第二編第三章、株式会社。)

第二四〇条第二項「会社の支払不能が生じた時は直ちに、取締役は破産開始を申立てねばならない。これは、年次貸借対照表又は中間貸借対照表の作成に際し、会社の財産がもはや債務を填補しないことが判明した場合に適用される。」(同。)

まず、一八八四年株式法改正法と一八九七年新商法の評価規定が、実質的に全く変わっていないことを述べよう。旧商法(一八六一年普通ドイツ商法)の第一条に該当するのが、新商法の第四〇条である。ここでも「付すべき価値」はそのままである。ただ、旧商法第三一条では「その作成の時に、それらに付すべき価値」(der Wert, welcher ihnen zur Zeit der Aufnahme beizulegen ist)となっていたのが、新商法第四〇条では「その作成の基準時点にそれらに付すべき価値」(der Wert, der ihnen in dem Zeitpunkte beizulegen ist, für welchen die Anstellung stattfindet)と変更されている点が目につくが、しかし旧商法に云う「作成の時」とは年次貸借対照表については元来営業年度末の意味であり、従ってこの変更は、必ずしも内容の変化を意味するものではなく、その本来意味する所をより適切な表現に改めたに過ぎないと云える。これと同じ変更は、一八八四年株式法改正法第一八五a条第一号と新商法第二六一条第一号の間にも見られる。かくして、一八八四年株式法改正法の評価規定と新商法のそれとは、実質的に全く一致

しているのである。⁽⁵⁾

このように一八九七年商法に殆どそのまま引継がれる所の一八八四年株式法改正法の評価規定が、先の一八八三年草案に比べて大きく変った点は、取引所価格又は市場価格ある有価証券及び商品（第一八五a条第一号）に於ても（時価原価比較）低価以下主義が規定されたことである。かくして、一八八四年株式法改正法に於て、原則として総ての財産について低価以下主義の評価原則が確立された。云わば全面的低価以下主義の成立である。一八八三年草案では、一部の財産即ち取引所価格又は市場価格ある有価証券及び商品については時価以下主義に止まっていたが、一八八四年改正法では、これらの財産についても更に一步進んで低価以下主義が採られることになった。これが、資本金維持の強化と云う株式法改正法の趣旨に沿ったものであることは、一八八四年草案理由書が第一八五a条第一号について「当草案はより大なる堅実性の為に（im Interesse größerer Solidität）評価に際して決して取得価格を超えることを得ずと云う一層の制限を採用する」⁽⁷⁾（傍点は安藤）と述べていることから明らかである。

この他に、一八八四年改正法評価規定が一八八三年草案に比べて変った点として、第一八五a条の第二号後段の削除がある。しかしこれは、自明でありまた或る意味では誤解を招く恐れがある規定であったので削除されたのである。即ち、一八八三年草案の第一八五a条第二号後段は第三一条の普通価値に關係しており、それが損耗を考慮した普通価値と云う意味であったことは、前節に掲げた草案理由書から明らかである。しかし、考えてみれば、これは当然のことである。そこで一八八四年草案では、第三一条の普通価値には「その性質によって損耗する財産については同種の新しい財産が有する損耗に見合う額が控除されるべきことが含まれている」⁽⁸⁾として、第二号後段を削除したのであ

る。更に私見によれば、一八八三年草案第二号後段は、前段即ち原価との関係で解釈される恐れが充分ある。しかるに立法者にはそのような意図は全くないのであるから、さればこれは削除した方が無難と云うわけである。

一八八四年株式法改正法第一八五a条第一号が（時価原価比較）低価以下主義となった結果、（第三一条と結び付いた）同第二号と評価原則の上で本質的な違いは無くなった。⁽⁹⁾しかるに尚この二つ（第一号と第二号）を分けて規定しているのは、それが単に一八八三年草案の云わば後遺症であると消極的に考えられる以外に、次のような積極的な理由にもよると考えられる。第一号はその普通価値（即ち売却価値）が客観的に明らかな財産について、第二号はその普通価値が必ずしも客観的に明らかな財産について規定する。前者については、その普通価値の決定は取引所価格又は市場価格によるべきことを明言できるが、後者については、このような普通価値の決定基準を必ずしも明言できない。それ故、少なくとも（低価以下主義）評価原則の運用面から、尚この二つを区別する理由があると云えよう。

これ迄の説明から明らかなように、一八八四年株式法改正法及び一八九七年商法に於て、最高限度額主義は（時価原価比較）低価以下主義と云う形で完成される。そしてこの最高限度額主義は、次節で取扱う一九三一年株式法令令及び一九三七年株式法に引継がれ、一九六五年株式法で新たな評価原則が現われる迄、株式会社会計法評価規定を支配することになる。そこでここに於て、この最高限度額主義について二つの考察を加えておくことにする。一つは、最高限度額主義に於ける原価の地位について、もう一つは、最高限度額主義と財産表示の問題である。

まず始めに、最高限度額主義に於ける原価の地位について述べる。最高限度額主義が、一八七〇年株式法改正法に

於て時価以下主義と云う形で始まったことは既に見てきた。そして、一八八三年株式法改正法案に於て新たに（時価原価比較）低価以下主義が現われ、一八八四年改正法では後者に統一されたわけである。かかる最高限度額主義の展開過程から、最高限度額主義に於ける次のような時価と原価の地位關係をはっきりと読み取ることができる。即ち、最高限度額主義に於ては、時価が主であつて、原価は従の地位にある。抑々最高限度額主義は、債務超過破産原因思考の下で資本金の積極的維持を目的としており、従つてそこでは、何よりも時価が中心とならねばならない。債務超過に対するクッションとして最低限資本金に相当する額の債務弁済適格資産を確保すると云う立場からは、時価以下の資産評価が絶対的な要請である。このようなわけで、最高限度額主義として時価以下主義はその基礎を成している。換言すれば、時価以下主義は、既にそれ文で最高限度額主義として自足的な意味を有している。これに対して、今仮に原価以下主義と云うのを考えてみると、これは最高限度額主義として自立し得ない。それは、債務超過破産原因思考の下に於ける資本金維持と原価との間に、時価に於けるような必然的な關係が欠けているからである。しかし、このような原価も、時価以下主義を強化する一手段乃至足場として使うことは可能である。（時価原価比較）低価以下主義と云うのは、正にこれなのである。ここでは、原価は、資本金維持の積極的維持に有効に役立つから又は役立つような形でのみ最高限度額主義の中に採り入れられているに過ぎない。そして、最高限度額主義に於ける時価と原価のこのような地位關係は、評価規定の条文形式（特に一八八四年株式法改正法第一八五a条第一号）、並びに普通価値即ち時価については損耗額を考慮するが原価についてはその必要なしと云う主旨の規定草案及び理由書（一八八三年株式法改正法案第一八五a条第二号）に現われているのである。

最高限度額主義に於ける原価の地位は確かに右に述べた通りなのであるが、しかし別の観点に立てば、原価の概念の商法評価規定への導入と云うことは非常に重要な意味がある。それは一言で云うなら、従来の債権者志向型の評価原則を今日の出資者志向型のそれに転換せしむる云わば、ねが持込まれたのである。原価の概念は、伝統的な簿記・会計に固有なものである。かかる原価の概念が仮令一段としてせよ商法に導入されたと云うことは、それと共に簿記・会計的な制度及び思考が商法に入り込むことを充分想像させる。そして実際、一八八三年草案を基礎とする一八八四年株式法改正法に於て、我々は次の事実を見出すことができる。その一は、既述の如く評価原則の例外としてではあるが固定資産の評価方法として減価償却法を認めたこと。その二は、貸借対照表以外に損益計算書の作成が義務付けられたこと（第二三九条）。そしてその三は、未実現利益即ち「未だ当該財産の売却によって実現されざる利益」(noch nicht durch Verkauf der betreffenden Vermögensstücke verwirklichter Gewinn)なる概念が草案理由書（一七〇頁）に見られることである。これらはいずれも、時価主義評価に立つ商法の計算体系には本来未知のものなのである。

次に、最高限度額主義と財産表示殊に債務超過判定の問題について述べる。我々は既に次の点を明らかにしてきた。ドイツに伝統的な債務超過を以て破産とする考え方即ち云わば債務超過破産原因思考は、年次貸借対照表による債務超過の有無の判定の為に、まず絶対的な時価主義評価原則を確立した。⁽¹⁹⁾そして、ここに登場した時価主義貸借対照表は、資本金に、債務超過に対するクッションと云う非常に鮮明にして具体的な意味内容を与え、その結果、かかる資本金概念を前提として、資本金（の積極的）維持の理念が、時価以下主義更には低価以下主義と云う最高限度額主義の評価原則を生み出したのである。⁽²⁰⁾このように見てくると、低価以下主義に至る最高限度額主義の評価原則も、実は

債務超過破産原因思考に起因していることが判る。ところが、ここに問題が発生した。それは、最高限度額主義殊に低価以下主義は債務超過の判定に不適である、と云うことである。抑々債務超過破産原因思考に起因する所の評価原則が、債務超過の判定と云う債務超過破産原因思考の最も原初的な要求に不適である、と云う矛盾が出てきたのである。それでは当時、この矛盾に対し如何に対処しようとしたか。その対処の仕方の中に、我々は見過すことのできない重要な事柄を発見する。

既述のように低価以下主義は一八八四年株式法改正法で確立されたが、他方、同改正法(第二四〇条)⁽¹²⁾は依然として株式会社の年次貸借対照表に債務超過の判定の役割を課している。しかるに、低価以下主義によって作成した年次貸借対照表の上で債務超過となっても、原価が時価を下まわっている場合には、本来の債務超過であるとは限らない。従って、株式会社の特別評価規定即ち低価以下主義によって作成した年次貸借対照表は、債務超過の判定には元来不適である。この矛盾に対処する為、当時のいくつかの注釈書は、第二四〇条の債務超過判定の為の貸借対照表には株式会社の特別評価規定即ち低価以下主義は適用されない、と云う解釈を採っている。⁽¹³⁾この解釈によれば、株式会社は毎期末について二つの貸借対照表を作成することになる。一つは、株式会社の特別評価規定による分配利益計算の為の貸借対照表、他の一つは、一般的評価規定即ち時価主義による債務超過判定の為の貸借対照表である。これならば我々も納得できる。しかるに、当時の注釈書の中には、このような解釈を採らないものがあつた。それによれば、第二四〇条の債務超過の判定は、株式会社の特別評価規定によって作成した貸借対照表で行うと云うのである。⁽¹⁴⁾この解釈によれば、株式会社は毎期末について唯一つ低価以下主義による貸借対照表を作成すればよく、債務超過の判定もこれ

で行うことになる。ここでは、債務超過はもはやその本来の意味に於てではなく、専ら形式的な意味に於て理解されている。かかる解釈の登場は、我々にとって見過すことのできない重要な事柄である。なぜならば、債務超過のこのような形式的な解釈が現われたと云うことは、その背後に、何か債務超過破産原因思考そのものの後退乃至没落傾向と云うようなものが予想されるからである。もしこれが事実であれば、事柄の重大性は説明する迄もなかる。債務超過破産原因思考こそ、時価主義を生み更にはそれを基礎にした最高限度額主義を生んだ大本なのである。しかるに、ここで予想された債務超過破産原因思考の後退傾向は、一八九七年商法に際してより現実的な形で現われるのである。一八九七年商法の立法者も、右に述べた最高限度額主義殊に低価以下主義と（第二四〇条の）債務超過の判定の矛盾に気付いていた。そして、立法者によるこの矛盾への対処の仕方の中に、我々は債務超過破産原因思考の後退傾向をはっきり見るのである。立法者はまず、一八八四年株式法改正法で「年次貸借対照表により」(aus der Jahresbilanz) 債務超過を判定するとなっていた第二四〇条第二項の該当箇所の文言を、「年次貸借対照表の作成に際し」(bei der Aufstellung der Jahresbilanz)と改めた。年次貸借対照表によりと云えば、年次貸借対照表が債務超過の判定手段であることが明らかであるが、年次貸借対照表の作成に際しとなると、年次貸借対照表は必ずしも判定手段ではないことになる⁽¹⁵⁾。されば、既にこれは、少なくとも年次貸借対照表制度からの債務超過破産原因思考の後退を窺わせるものと云えよう。更に、このことを裏付ける資料が、一八九七年商法第二四〇条の成立過程から得られる。同条には、当初の草案（一八九六年草案第二二〇条）に於て、その第三項として「……債務超過の有無の確定については、第二三八条（後の第二六一条に当る——安藤）により年次貸借対照表の作成に對して適用される規定の制限はない」と云う規定が

あり、これによって、債務超過の判定は一般的評価規定の「付すべき価値」即ち売却価値によることが明らかにされていた。そして何故か、一八九七年草案(第二三五条)では、この第三項は削除されていたが、ドイツ帝國議會委員會に於て再びかかる明示規定を置く提案が為された。ところが、この提案は、次の異議に會つて撤回された。⁽¹⁶⁾「その明示規定の結果例えば、鐵道会社は毎年その土地、軌道、車輛等を売却価値で評価することが要求される。……巨額を費した工場は、景氣が持続的に悪そうな場合には、専門家によつて解体対象として評価されかねない。人々は、一連の堅実な企業を困難に陥らせ、恐慌時の突然の価格下落に際しては、理性的判断によれば一時的な価格下落であるに過ぎないことが見通せるにもかかわらず、それらを破産に追い遣ることになる。」右の資料には、固定資産の占める割合が大きい現代の株式会社では、その現実妥当性の面から、債務超過破産原因思考が後退しつつある或いは後退して行かざるを得ない事實がよく現われている。以上を要するに、低価以下主義と債務超過判定との矛盾への対処の仕方の中に窺われた所の、債務超過破産原因思考の後退傾向は、この破産原因思考そのものの現実妥当性の喪失傾向に起因するものであることを知る。

最後に、一般的評価規定の解釈の変化に言及しておく。既に一八七〇年株式法改正法の所で少し触れたが、株式会社の特別評価規定の登場は一般的評価規定即ち「付すべき価値」の解釈に影響を及ぼし始め、この影響は、一八八四年株式法改正法を経て一八九七年商法に於て決定的なものとなった。それは、一言で云うなら、一般的評価規定(旧商法第三条、新商法第四〇条)の解釈が本来の時価主義から時価以下主義に変化するに至ったと云うことである。その証拠に、一八九六年商法草案参考書(Denkschrift)に於て、立法者自ら一般的評価規定(草案第三七条)に関して次

のように述べている。「当草案第三七条の一般規定は、商人の營業に属する經營設備は貸借対照表作成の爲にそれらのその時々売却価値による評価を受ける、と云う制約は決してしていない。實務に於てかかる評価はやはり行われ
ておらず、むしろ第三一条の原則によつて画された範圍内に於て合理的な判断で決定している。ここでは、それはそのままでよい。……經營財産について實際に生じた損耗に關して、本来必要とされる額よりも多額の年度減価償却を計上すると云うのが、廣く行き渡つた商事慣習である。この慣習は専ら事業經營の經濟的基礎の強化に役立ち、いづれにせよ法規定によつてその慣習を阻む何の理由も存在しない。」⁽¹⁷⁾

ところで、一般的評価規定のこのような解釈の変化は、私見によれば、一般的評価規定が株式会社の債務超過判定（第二四〇条第三項）から解放されることによつて可能となつた。この解放は、一八九七年商法に於ける第二四〇条第二項の文言の変更、即ち既述の如く「年次貸借対照表の作成に際し」と云う文言に変更されたことによつてもたらされた。既述の如く、これによつて、株式会社の債務超過の判定は、必ずしも年次貸借対照表によるのではないことになつた。このことは、株式会社の特別評価規定は勿論、一般的評価規定も債務超過の判定から解放されることを意味する。その結果、一八九七年商法以後、一般的評価規定の解釈は、株式会社の特別評価規定の影響を受けて、時価以下主義と云うのが支配的になつて行つた。⁽¹⁸⁾そしてこのことは、株式会社の分配利益計算の爲の評価原則として登場した時価以下主義が、財産表示貸借対照表の評価原則としても、限られた範圍で尚有効であることを物語っている。時価以下主義による貸借対照表は、時価主義による場合よりも財産状態を内輪に表示することになるので、株式会社の債務超過の有無の判定には不適であるが、それ以外の財産表示目的、殊に債権者への開示目的には一向に差し支えな

い、と云ふよりも一般的にはむしろの方が望ましいとさえ云えるのである。⁽¹⁹⁾

- (1) J. Petersen & W. F. von Pechmann, Gesetz betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften vom 18. Juli 1884, Leipzig, 一八九〇年参照。
- (2) H. Makower, Handelsgesetzbuch mit Kommentar, 13. Aufl., Berlin, 一九〇六年参照。
- (3) 關係代名詞が welche から die に替つた等の変化はあるが、邦訳すれば同文となる。
- (4) J. Petersen & W. F. von Pechmann, 前掲書、一八十九頁。Willenbücher, Das allgemeine Deutsche Handelsgesetzbuch, Berlin, 一八九一年、二二七頁。H. Staub, Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 3. & 4. Aufl., Berlin, 一八九六年、六六頁参照。
- (5) Entwurf eines Handelsgesetzbuchs mit Anschluß des Seehandelsrechts nebst Denkschrift, Aufgestellt in Reichsjustizamt, Amtliche Ausgabe, Berlin, 一八九六年、Denkschrift, 一四五頁参照。
- (6) 第一八五a条第三号の例外の余地がある。
- (7) Entwurf eines Gesetzes, betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften, nebst Motiven und Anlagen, Reichstag 5. Legislatur-Periode IV. Session, 一八八四年、一七一頁。
- (8) 前掲一八八四年草案及び理由書、一七〇頁。
- (9) J. Petersen & W. F. von Pechmann, 前掲書、一九一頁。C. Garais & O. Fuchsberger, Das Allgemeine Deutsche Handelsgesetzbuch, Berlin, 一八九一年、五一五頁。H. Staub, 前掲書、五七八頁参照。
- (10) 本稿第三章第一節(商学研究18、二五三頁)及び第四章第二節(同、二八四頁～二八五頁)参照。

- (11) 本稿第三章第一節(商学研究18、二五四頁～二五五頁)及び本章第一節参照。
- (12) 第二四〇条第二項「会社の支払不能が生じた時は直ちに、取締役は破産開始を申立てねばならない。これは、年次貸借対照表又は營業年度中に作成された貸借対照表により、(aus der Jahresbilanz)会社の財産がもはや債務を填補しないことが判明した場合に適用される。」(傍点は安藤)
- (13) E. S. Puchelt & R. Förtsch, Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 4. Aufl., 1. Bd., Leipzig, 一八九三年、六一三頁。H. Straub, 前掲書、五九〇頁～五九一頁。
- (14) J. Petersen & W. F. von Pechmann, 前掲書、五四七頁。D. Ring, 前掲書、六三九頁～六四〇頁。
- (15) Denkschrift zu dem Entwurf eines Handelsgesetzbuchs, Berlin, 一八九七年、一五一頁～一五二頁参照。
- (16) H. V. Simon, Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien, 4. Aufl., Berlin, 一九一〇年、四六八頁～四六九頁。
- (17) 前掲一八九六年草案参考書、四七頁。
- (18) 時価以下主義と云う解釈を決定的なものにしたのは、一八九九年に発表されたノイカムプ(Neukamp)の論文「貸借対照表眞実性ゲマインツ」(Das Dogma von der „Bilanzwahrheit“, Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht, 48. Bd., 四五〇頁～五〇七頁)であると云われたこと。R. Passow, Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmen, 1. Bd., 2. Aufl., 一九一八年、一一六頁。K. Barth, 前掲書、一七六頁～一七七頁。松本恭治、『商法総論』中央大学、昭和二年、三一四頁参照。
- (19) Neukamp, 前掲論文参照。

第四節 一九三〇年株式法案、一九三一年株式法令及び一九三七年株式法

——最高限度額主義下に於ける原価概念の擡頭——

一八八四年株式法改正法で確立され、一八九七年商法にそのまま引き継がれた（時価原価比較）低価以下主義は、その後、一九三〇年株式法案、一九三一年株式法令及び一九三七年株式法の評価規定を支配する。従って、この節で取り上げるこれらの草案及び法律の評価規定は、これを最高限度額主義として見る限り、新たな内容は無いと云うも決して過言ではない。ところが、これらの草案及び法律の評価規定は、来たるべき一九六五年株式法の新評価原則の先駆として見る事が可能である。そこで、この節では、最高限度額主義に關しては確認するに止め、来たるべき新評価原則の先駆として見る方に力点を置くことにする。

まず、一九三〇年株式法案⁽¹⁾案の評価規定は次の通りである。

第一一二条「年次貸借対照表の各項目の評価については、次の規定が適用される。

(1) 継続的に会社の事業経営の用に供せられる設備、有価証券及びその他の財産物件は、その或いは生ずべき価値損失を使用又は利用の全期間に均等に配分する際に各貸借対照表期間について明らかとなる配分額が控除され又は価値修正勘定の形式で計上される場合には、より低き価値を有する時と雖も取得原価又は製作原価で記載され得る。製作原価の計算に際しては、相当の範囲に於て減価償却費が考慮され且つ製作期間に生ずる経営費及び管理費の相当部分が算入され得る。この場合に、販売費は経営費及び管理費の要素とは看做されない。

(2) 継続的に会社の事業経営の用に供せられるに非ざる商品、有価証券及びその他の財産物件は、取得原価又は製作原価を超えざる額で記載され得る。製作原価の計算に際しては、第一号第二段の規定が適用される。

取得原価又は製作原価が貸借対照表日の取引所価格又は市場価格よりも高い時は、この取引所価格又は市場価格を超えざる額が記載されねばならない。

取引所価格又は市場価格が確定され得ざる場合には、取得原価又は製作原価が貸借対照表日にそれらの物件に付すべき価値を超える時は、この価値を超えざる額が記載されねばならない。

…… (3) 乃至 (6) 省略) ……」

次に、右の草案に沿って、一八九七年商法の中の株式会社及び株式合資会社に関する規定を大統領の緊急命令によって改正した所の、所謂株式法令⁽²⁾ (Aktienrechtsverordnung) 後の評価規定は次の通りである。

第二六一条 「年次貸借対照表の各項目の評価については、次の規定が適用される。

(1) 継続的に会社の事業経営の用に供せられる設備及びその他の財産物件は、その或いは生ずべき価値損失を使用又は利用の推定全期間に配分する際に各貸借対照表期間について明らかとなる配分額が控除され又は価値修正勘定の形式で計上される場合には、より低き価値を有する時と雖も取得原価又は製作原価で記載され得る。製作原価の計算に際しては、相当の範囲に於て減価償却費が考慮され且つ製作期間に生ずる経営費及び管理費の相当部分が算入され得る。この場合に、販売費は経営費及び管理費の要素とは看做されない。

継続的に会社の事業経営の用に供せられる有価証券は、正規の簿記の諸原則が取得原価の償却を要求しない限り、

より低き価値を有する時と雖も取得原価で記載され得る。

(2) 継続的に会社の事業経営の用に供せられるに非ざる有価証券及びその他の財産物件、並びに商品及び会社の自己株式は、取得原価又は製作原価を超えざる額で記載され得る。製作原価の計算に際しては、第一号第二段の規定が適用される。

(2)の第二段及び第三段は、一九三〇年草案のそれらと同文。）

…… (3)乃至(6)省略) ……」

最後に、一九三七年株式法⁽³⁾(Aktiengesetz)の評価規定は次の通りである。

第一三三条(年次貸借対照表に於ける評価)「年次貸借対照表の各項目の評価については、次の規定が適用される。

(1) 第一三一条第一項A II第一号乃至第四号に掲ぐる固定資産の物件(土地・建物・機械・工具等——安藤)は、取得原価又は製作原価を超えざる額で記載され得る。

取得原価又は製作原価より低き価値を有する時と雖も、価値損失を使用又は利用の予定全期間に配分する際に各営業年度について明らかとなる配分額が控除され又は価値修正の形式で計上される場合には、それらは取得原価又は製作原価で記載され得る。

製作原価の計算に際しては、相当の範囲に於て損耗及びその他の減価並びに製作期間に生ずる経営費及び管理費の相当部分が算入され得る。販売費は、経営費及び管理費とは看做されない。

(2) 第一三一条第一項A II第五号乃至第七号に掲ぐる固定資産の物件(特許権・投資有価証券等——安藤)は、取得原

価を超えざる額で記載され得る。

取得原価より低き価値を有する時と雖も、正規の簿記の諸原則が償却又は価値修正を必要としない時は、それは取得原価で記載され得る。

(3) 流動資産（第一三一条第一項AⅢ）の物件は、取得原価又は製作原価を超えざる額で記載され得る。製作原価の計算については、第一号第三段が適用される。

取得原価又は製作原価が決算日に於ける取引所価格又は市場価格よりも高い時は、この価格を超えざる額が記載されねばならない。

取引所価格又は市場価格が確定され得ず且つ取得原価又は製作原価が決算日にそれらの物件に付すべき価値を超える時は、この価値を超えざる額が記載されねばならない。

……（4）乃至（7）省略）……」

右に列挙した三つの草案及び法律の評価規定は、次第に詳細になつて⁽⁴⁾いるけれども、評価原則としては最高限度額主義（低価以下主義）であることは明らかである。ただ、一九三〇年株式法草案（第一二二条）及び一九三一年株式法令（による改正第二六一条）の第一号と一九三七年株式法（第一三三条）の第一号との間には、一見違いがあるように見える。即ち、後者では原価が評価の最高限度額であることが明言されているのに対して、前者にはかかる明言が無い。しかしこれは、前者に於て、時価が原価を下まわる場合に固定資産に許される（低価以下主義の原則に対する）例外的評価法である原価（マイナス減価償却額）評価を強調し過ぎた為に、立法者の意図に反して、低価以下主義の原則

殊に時価が原価を上まわった場合の配慮（即ち原価が最高限度額であると云う明言）が欠けた文章になってしまったものと思われる。従って、時価が原価を上まわった場合には、低価以下主義の原則に戻って原価が最高限度額となる、と云う従来の方針に変化があったわけでは決してない。その証拠に、一九三〇年株式法案説明書⁽⁵⁾及び一九三七年株式法理由書⁽⁶⁾のいずれもが、それ迄の評価原則を維持したと述べているし、更に一九三七年株式法制定当時の注釈書も、「固定資産の評価規定は、従来の商法第二六一条第一号の規定に一致しており、ただ諸原則をより明瞭に示している⁽⁷⁾」と言っている。かくして、右に掲げた三つの草案及び法律が、流動資産については勿論、固定資産についても原則としては、依然として低価以下主義を採っていることが確認できた。

ところで、一九三〇年株式法案、一九三一年株式法令及び一九三七年株式法の評価規定について、かかる最高限度額主義の観点を離れて觀察すると、面白いことを発見する。

第一は、各評価規定の条文形式の上で、原価が主又は先、時価が従又は後となっていることである。前節で見た一八八四年株式法改正法及び一八九七年商法では、条文形式の上でも実質的地位関係を反映して、時価が主、原価が従となっていた。従って、一九三〇年株式法案以後に於ては、時価と原価との少なくとも形式上の地位関係がこれ迄とは逆になったわけである。ところで、時価と原価とのかかる形式上の地位関係の逆転を可能にした原因の一つに、株式会社の特別評価規定の一般的評価規定からの独立が考えられる。一九三〇年株式法案以後、株式会社の特別評価規定は、それ迄のような一般的評価規定の引用をしていない。即ち、一八九七年商法の特別評価規定である第二六一条は、前節で見たように、「貸借対照表の作成については、第四〇条の規定は次の条件を以て適用される」（傍点は

安藤)と云う前文で始まっていた。しかるに、一九三〇年株式法草案(第一二条)の前文は、既述の如く、「年次貸借対照表の各項目の評価については、次の規定が適用される」と云うものであり、もはや一般的评价規定の引用はない。これは、一九三〇年株式法草案が商法典から独立した法典としての株式法を企図した——この企図は一九三七年株式法で達成された——為であろうが、いずれにせよここに、株式会社の特別評価規定は、一般的评价規定から独立した。換言すれば、一般的评价規定との絶縁である。元來時価を意味している一般的评价規定との関連が条文の上で保たれている限り、条文形式としては、どうしても時価を中心にしてこれに原価を添えると云うことになる。しかも、条文の上で一般的评价規定との関連がなくなれば、必ずしもこのような形式を採る必要はなくなる。しかも(時価原価比較)低価以下主義の實質(内容)は、時価と原価との形式上の地位關係に影響されない。かくして、特別評価規定の一般的评价規定からの独立は、時価と原価との形式上の地位關係の逆転を可能ならしめる環境を作ったと云えよう。

第二は、本来、例外的許容規定である所の固定資産の原価(マイナス減価償却額)評価規定が、一連の評価規定の先頭に位置していることである。一八八四年株式法改正法及び一八九七年商法では、この規定は、一連の評価規定の最後に位置していた。固定資産の原価評価規定は、その例外的許容規定の故に、初めはこのような一連の評価規定の最後に在ったのが、今度はその先頭に移ったのである。ところで、固定資産の評価規定のかかる位置変化は、貸借対照表の新たな項目分類規定に於て固定性配列法が採られたことと関連している。ドイツでは一九三〇年株式法草案以後、年次決算書(貸借対照表及び損益計算書)の項目分類規定が登揚し、⁽⁸⁾その中で貸借対照表については最初から固

定性配列法を探り、固定資産は流動資産の上に位置している。そして、このような貸借対照表の表示上の方針が、資産の評価規定の順序に影響を与えたものと考えられる。

以上述べた興味深い二つの現象、即ち時価と原価との形式上の地位関係の逆転、及び固定資産の原価評価(許容)規定を一連の評価規定の先頭に位置せしめた所の貸借対照表の定性配列法による項目分類規定の登場は、更によく考えてみると、決して無関係ではない。これら二つの現象は、実は同じ原因に基づいていると考えられる。しかも、その原因については、要因即ち消極的・間接的な原因と動因即ち積極的・直接的な原因がある。その中、まずその要因とは、前節に於て既にその傾向が認められた所の債務超過破産原因思考の後退である。この後退傾向は、一八九七年商法以後も止まらず、一九三七年株式法(第八三条第二項)では遂に、債務超過の判定と年次貸借対照表との関係は完全に断たれた。⁽⁹⁾かくして債務超過破産原因思考の後退は、年次貸借対照表をして債務超過の判定手段とすることを完全に放棄するに至った。このことは、年次貸借対照表の作成原則に重大な影響がある。まず第一に、評価原則としての時価主義は、その元来の存立基盤を失うことになる。抑々これ迄の時価主義は、債務超過破産原因思考にその基盤があったのであるから、これは当然である。ここに、評価規定に於ける時価概念の後退の要因が在る。第二に、貸借対照表貸方の項目配列に於て、必ずしも負債を資本に先行させる必要がなくなることが考えられる。年次貸借対照表の第一義が債務超過の有無の判定にある場合には、借方の資産(総額)と対比さるべき負債(総額)は、貸方のはじめにもって来るのが合理的である。しかるに年次貸借対照表によって債務超過の判定を行わないのであれば、その限りで負債を貸方のはじめにもってくる必要はなくなる。ここに、貸借対照表の項目分類規定に於ける定性配列法の要

因が在る。と云うのは、固定性配列法では、貸借対照表の貸方のはじめに資本が来て負債はその後になるからである。次にその動因とは、一九三〇年株式法草案で打出された会社理事者の権限強化に対応して強調されはじめた所の、出資者保護即ち出資者への会計報告の強化の要求である。同草案説明書は次のように云っている。「他人の資本を管理するに当ってその管理の権限の増大するにつれて、計算を明細にする義務が重くなり、監督を受ける範囲の拡大するのは止むを得ない所である。即ち本草案は、開示の義務を著しく重からしめるのを以て、信用を回復し、之を鞏固ならしめる所以の条件と認め、株主總會に於て株主の報告を求める権利を強力にし、取締役に於て為すべき營業報告の報告義務を重からしめ、貸借対照表についてはできるだけ明瞭であることを要求する。」⁽¹⁰⁾と云うので、出資者（株主）への会計報告に於ける必要最低限の要求は、出資金の使途を明らかにすることであらう。そしてこのことは、年次貸借対照表の作成原則に於て次のような要求となつて現われるに違いない。まず第一に、資産の評価原則としては（取得）原価主義を採ること。なぜなら、（取得）原価とは当該資産への現金支出額を意味しているからである。ここに、評価規定に於ける原価概念の擡頭の動因が在る。第二に、貸借対照表の項目分類原則の必要なこと及び貸方の項目配列に於て負債に先立ち資本をはじめにもつてくること。なぜなら、こうした貸借対照表の表示は、出資者による出資金を如何なる項目に使つたかを知るのに合理的であるからである。しかもその場合に、出資者からの出資金はまず以て固定資産の調達に充てられると普通考えられるので、貸借対照表借方の項目配列は固定資産にはじまるのが合理的である。ここに、貸借対照表の項目分類規定及びそこに於ける固定性配列法採用の動因が在る。⁽¹¹⁾

かくして、一九三〇年草案から一九三七年株式法にかけての評価規定に於て眼につく条文形式上の二つの現象、即

ち時価と原価の位置関係の逆転及び固定資産の原価評価（許容）規定の位置変化の現象は、共に、債務超過破産原因思考の後退を要因とし、出資者への会計報告の強化を動因としていることを知った。しかるに、この段階では、基本的な評価原則は既述の如く依然として低価以下主義である。従つてこの段階では、これらの原因（要因及び動因）は、評価規定の形式面に影響を与えたに止まり、評価規定の実質的内容即ち評価原則を変化させる迄には至っていないのである。と云うのは、これらの原因（要因と動因）の重要性からして、その影響はやがて評価原則にも及ぶと考えられるからである。しかし、いづれにせよ、一九三七年株式法の段階迄は、債権者保護思考に基づく資本金維持の為の評価原則即ち最高限度額主義があく迄も支配的であり、この頃云われ始めた所の出資者保護思考に基づく「貸借対照表の明瞭表示」の要請も、未だこの評価原則の変更を要求してはいない。一九三〇年株式法案説明書の次の言葉は、この事実をよく物語っている。「貸借対照表明瞭性の原則……によれば、年次決算書は明瞭にして且つ概観を得やすいように作成して、株主及び債権者が会社の状況をできるだけ明確に理解することができるようにならなければならぬ（第一二条第二項）。この法文は、その直接的な法律内容は大了したことはないが、しかし貸借対照表規定、特に年次決算書の項目分類に関する規定の基礎にある目標を強調するものであり、明示的に定められていない場合について裁判所に方針を与えるものである。評価が法律の規定した最高限度額を下まわつてはならないと云うことは、それによつて規定されない⁽¹²⁾」^(傍点は安藤)

以上の考察により、一九三〇年株式法案、一九三一年株式法令及び一九三七年株式法の評価規定について次の結論を得る。評価規定の実質的内容即ち評価原則は、依然として債権者志向であり、資本金維持の為の最高限度額主

義に交りはない。しかし、評価規定の形式的な面、即ち条文相互の位置や条文内部に於ける概念相互の位置関係の中に、出資者志向の登場及びそれに伴う原価概念の擡頭を読み取ることができる。振り返るに、原価の概念は、一八八三年草案及び一八八四年株式法改正法に於て、固定資産の例外的な評価規定の中に、また最高限度額主義を強化する手段として採り入れられたのであった。抑々このようにして持ち込まれた所の原価の概念が、ここに至って擡頭しはじめたのである。

(1) 正式には「株式会社及び株式合資会社に関する法律草案」(Entwurf eines Gesetzes über Aktiengesellschaften und Kommanditgesellschaften auf Aktien)と云う。この原典は「Entwurf eines Gesetzes über Aktiengesellschaften und Kommanditgesellschaften auf Aktien sowie Entwurf eines Einführungsgesetzes nebst erläuternden Bemerkungen, veröffentlicht durch das Reichsjustizministerium, Berlin, 1930年である。尚、これは「司法省刊行の司法資料第二一二号『一九三〇年独逸国株式会社法及株式合資会社法草案並説明書・一九三一年九月独逸国株式会社法改正に関する緊急律令』に於て邦訳されている。以下この邦訳を参考にする。

(2) 正式には「株式法、銀行監督に関する及び租税減免に関する大統領命令」(Die Verordnung des Reichspräsidenten über Aktienrecht, Bankaufsicht und über eine Steueramnestie)と云う。K. Barth, 前掲書の付録参照。尚、これは前掲司法資料第二一二号に於て邦訳されている。

(3) 現代外国法典叢書、『独逸商法Ⅲ株式法』、有斐閣、昭和一四年参照。尚、ドイツではこの一九三七年株式法以来、株式法(Aktenrecht)即ち株式会社及び株式合資会社に関する法規は、商法典から独立して、一箇の法典としての株式法(Aktien-gesetz)となつた。

(4) このことは、後に触れる所の貸借対照表（及び損益計算書）の項目分類規定の登場と関連している。

(5) 評価規定は現行法（一八九七年商法）と本質的に変っていない旨を述べている。前掲一九三〇年草案説明書、一一三頁（邦訳、一八八頁～一八九頁）参照。

(6) 「第二二三条の評価に関する規定は、現行法上既に確証されたる評価の原則を維持した。……固定資産に属する物件に関する評価に関しては、実際上の価格がそれより高き場合と雖も、最高価格は取得価格又は製作価格とせねばならぬことが特に強調せられた。」（司法資料第二三九号『一九三七年独逸株式法理由書』七〇頁～七一頁。）

(7) Adler-Düring-Schmalz, Rechnungslegung und Prüfung der Aktiengesellschaft, Stuttgart, 一九三八年、三三八頁。

(8) 一九三〇年株式法草案第一一三条及び第一一五条、一九三一年株式法令による改正商法第二六一a条及び第二六一c条、一九三七年株式法第一一一条及び第一一二条。

(9) 前節で述べた如く一八九七年商法（第二四〇条第二項）では、株式会社の取締役の破産申立て義務は、「年次貸借対照表又は中間貸借対照表の作成に際し、会社の財産がもはや債務を填補しないことが判明した場合に適用される」（傍点は安藤）ことになっていたが、一九三七年株式法第八三条第二項では、単に「会社の財産がもはや債務を填補しない場合に準用される」と云う丈で、年次貸借対照表への言及はもはや為されていない。これは云ってみれば、債務超過破産原因思考の年次貸借対照表制度からの撤退である。

(10) 前掲一九三〇年草案説明書、九五頁（邦訳、一五〇頁）。ここではこの邦訳によった。

(11) 一九三〇年草案説明書は、「貸借対照表の項目分類に関する規定は、会社の財産がどういう風に投下されているか、その資本は如何に構成されているかを、明らかならしめようとするものである」（一一四頁。邦訳、一九〇頁巻照）と述べている。

(12) 前掲一九三〇年草案説明書、一一三頁（邦訳、一八八頁参照）。

第五節 明治四四年改正商法及び昭和一三年改正商法

——最高限度額主義の継受——

日本に於ては、明治四四年の商法改正の際に、評価規定は次のように時価以下主義に改正された。⁽¹⁾

第二六条第二項「財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ価額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其価額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル価額ニ超ユルコトヲ得ス」(第一編第五章、商業帳簿。)

この改正理由については、帝国議會に於て政府委員の斎藤十一郎氏が次のように報告している。

「此現行法の書き方と修正案の書き方とに於きまして大した違いが無いように見えるのでありますけれども、現行法の解釈が実は二途に分れて居りまして一定いたしませぬ。御承知で居らっしゃいますのが財産目録に掲ぐる財産の価額であります。是は目録調製の時に於ける価額即ち時価を付するものである、必ず其時価を付せねばならぬものである。斯う云ふ解釈と、必ず其時価とは限らぬ、時価を超えてはならぬけれども時価以下の価額を付することは妨げないものである。斯様な二説がありまして、裁判例に於きましては一時は必ず時価を付することを要するのであると云ふことを認めたこともあったのであります。今日に於きまして其説が一定いたしませぬ為に實際上困って居る。それで修正案に於きましては現行法の立法の趣意を明らかに致しまして、財産目録の目的性質から見まして財産目録の価額は時価を最高度とする趣意であるが、其以下に下りましても差支はないのであると云ふ意味を明かにすることに努めた趣意でございます。⁽²⁾」

明治四四年（一九一一年）に於ける右の如き時価以下主義への改正は、結局その当時のドイツ商法（一八九七年商法）の一般的評価規定（第四〇条「付すべき価値」）の通説的解釈に從つたものである。このことは、我國のその頃の商法文獻を見れば明らかである。⁽⁴⁾當時の商法学者が如何にドイツの学説・判例を究めていたかは驚くばかりであり、従つて、ドイツの通説がまず我國の学者によって受け容れられて、やがてそれが我國の通説或は少なくとも多数説となり、評價規定改正への圧力となつたことは間違いない。

ところで、我國の商法は、このドイツの通説的解釈を受け容れる素地をもつていた。と云うのは、ドイツでは既述の如く一八九七年商法で、株式会社の債務超過の判定は必ずしも年次貸借対照表によるものでないことが明らかにされたのであるが、我國に於ては、明治三二年（一八九九年）新商法で登場した第一七四条第二項の次のような条文の中に、既にドイツのこの変化を採り入れていたと思われるからである。即ち、「会社財産ヲ以テ会社ノ債務ヲ完済スルコト能ワサルニ至リタルトキハ取締役ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ要ス」と云う丈で、債務超過の判定は年次貸借対照表によるとは一言も云っていない。⁽⁵⁾年次貸借対照表を債務超過の判定手段とすることを予定しないのであれば、財産表示貸借対照表としても時価以下主義で差し支えないことは、既に述べた通りである。⁽⁶⁾

日本商法の母法国であるドイツでは、時価以下主義は既に見た如く株式会社の特別評価規定に於て登場し、これがやがて一般的評価規定（第四〇条「付すべき価値」）の通説的解釈ともなつたわけであるが、しかし特にその必要なしとして一般的評価規定の条文の改正は行われなかつた。⁽⁷⁾これに対して継受法国である日本では、このドイツの通説的解釈を直接条文化したのである。即ち、母法の規定そのものを継受したのではなく、母法国に於ける解釈の通説を継受

したのである。振り返るに、これ迄の評価規定の条文も元来、母法の規定そのものを継受したと云うよりも、むしろ初期のドイツの通説的解釈である時価主義を直接条文化したのであった。⁽⁸⁾ 或る意味ではその為に、ドイツの通説の変化に依じて、日本の評価規定の条文を改正せざるを得なかったのである。まさに、継受法の面目躍如である。

尚、日本の場合には、この時価以下主義の一般的评价規定(第二六条)が、株式会社にもそのまま適用される。即ち、株式会社の特別評価規定は未だ存在していないのである。ドイツでは株式会社の特別評価規定に於て定められた時価以下主義が、日本では、ドイツの一般的评价規定の通説的解釈の変化を俟って、一般的评价規定に於て定められ、それによって株式会社への適用がなされているわけである。

右に述べた明治四四年の改正に次ぐ評価規定の改正は、昭和十三年(一九三八年)に行われた。昭和十三年改正商法は、一般的评价規定に於て時価以下主義の原則の例外を認めると同時に、株式会社に対して特別に一ヶ条の評価規定を設けた。それらの条文は次の通りである。⁽⁹⁾

第三四条「財産目録ニハ動産、不動産、債権其ノ他ノ財産ニ価額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其ノ価額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價格ヲ超ユルコトヲ得ズ

營業用ノ固定財産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル価額ヲ附スルコトヲ得」(第一編第五章、商業帳簿)

第二八五条「財産目録ニ記載スル營業用ノ固定財産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ超ユル価額、取引所ノ相場アル有価証券ニ付テハ其ノ決算期前一月ノ平均價格ヲ超ユル価額ヲ附スルコトヲ得ズ」(第二編第四章、株式会社。)

右の第三四条第一項は、従来の第二六条第二項に「一部字句の修正を加えたるのみ」であるが、第二項は、新たに固定資産について、時価以下主義の原則の例外として原価（マイナス減価償却額⁽¹⁾）による評価を許容したものである。既に見た如く、ドイツでは一八八四年の株式法改正法で、株式会社の特別評価規定として固定資産の原価評価を許容する例外規定が登場していたわけであるが、これに遅れること何と半世紀余にして漸く我国にも、但しここでは一般的评价規定として、登場したわけである。結局、これもドイツ法の継受と云わざるを得ないであろう。

そしてこの点は、結局第二八五条前段についても同様である。ドイツの場合には、株式会社 of the 総ての財産について原則として（時価原価比較）低価以下主義によることを、既述の如く一八八四年株式法改正法で既に確立していたわけであるが、我国では、部分的に即ち營業用の固定資産についてののみこの評価原則を継受したわけである。即ち、第二八五条前段が問題となるは、第三四条第二項の例外的許容規定即ち原価（マイナス減価償却額）評価によっていない場合であることは明らかであり、従って、第三四条第一項と第二八五条前段とから（時価原価比較）低価以下主義が得られるわけである。

尚、第二八五条前段の「取得価額又は製作価額」が第三四条第二項の「減損額ヲ控除シタル」ものか否かについて、我国では学説が分かれていたが、私見によれば、既述の理由即ち第三四条第二項は例外（的許容）規定であること及び以下の理由からして、減価償却額控除前の原価（取得価額又は製作価額）と解するのが正しい。第一に、母法である既述のドイツの規定がそうであること。しかも、低価以下主義の嚆矢である既述の一八八三年株式法改正法草案の理由書に於て、このことは明言されていたのであった。⁽¹³⁾ 第二に、我国の場合には低価以下主義は固定資産にだけ適用

され——それ故部分的低価以下主義である——、流動資産は依然として時価以下主義であることからして、固定資産についてだけ、「原価」を更に「原価マイナス減価償却額」と云うように非常に嚴格に解して、あく迄評価益を排除しようとすることは、非常にアンバランスな感じがするからである。かくして、流動資産については勿論、固定資産についても、評価引き上げ即ち評価益の可能性は残されているのである。⁽¹⁴⁾そして、私見によれば、これらの評価益を可及的に排除して資本金の積極的維持を更に進めようとしたのが、実は、あの相當に評判の悪かつた昭和二五年改正商法第二八八条ノ二（資本準備金）第三号の「一營業年度ニ於ケル財産ノ評価益ヨリ其ノ評価損ヲ控除シタル額」と云う規定であつたのである。⁽¹⁵⁾

次に、第二八五条後段について。これは、少なくともこれ迄見てきたドイツ法の明文規定にはなかつたものである。⁽¹⁶⁾そして、この規定については、當時次の解釈が一般的であつた。「有価証券の価格は非常に変動が甚だしいものである。若し決算期の最終日の価格が非常に上つて居るとか、或は下つて居るとかということになると、それを標準として財産目録、貸借対照表を作成することが穩当でないということになる。場合に依つては人為的に其の価格を吊上げることもできないわけではないし、そうでないにしても結果から見ても不当な場合があるであろうから」⁽¹⁷⁾かかる平均価格を評価の最高限度と定めたのであり、従つて一ヶ月間の平均価格を以て最終日の価格と看做す意味である、と云う解釈がそれである。しかし私は、固定資産の場合（第二八五条前段）と同様に第二八五条後段も第三四条第一項と結び付ける方が条文の素直な且つ一貫した解釈であること及び最高限度額主義の本来の趣旨（即ち資本金の積極的維持）からして、取引所の相場ある有価証券については、（期末）時価と平均価格との比較低価以下主義と解釈する方が優れて

いると思う。

最後に、昭和一三年改正商法に於て見られる債務超過破産原因思考の明白な後退現象と評価規定との関連について述べる。⁽¹⁹⁾明治四四年改正商法以来の時価以下主義の評価原則に対し、固定資産の原価（マイナス減価償却額）評価の例外を許容した所の昭和一三年改正商法は、実はまた非常に興味深い現象を伴っている。それは、明治三二年新商法以来置かれていた所の、債務超過の時に於ける株式会社取締役の破産申立て義務の規定（第一七四条第二項）が、⁽²⁰⁾「実際に於て空文に帰するにより」削除されたことである。これは、明らかな債務超過破産原因思考の後退現象である。私見によれば、この現象と固定資産の原価評価の許容とは無関係ではない。と云うよりも、むしろ大いに関連がある。はつきり云えば、時価以下主義の原則に対する例外規定の登場の裏には、債務超過破産原因思考の後退がある。もし債務超過破産原因思考が盤石であったなら、その思考は年次貸借対照表従ってその評価原則を支配し続け、従って、時価主義とは全く異質な原価評価が認められるようなことは考えられない。これ迄年次貸借対照表を支配してきた時価主義並びに時価以下主義に始まる最高限度額主義がいずれも、既に触れてきたように、直接的に或は究極的に債務超過破産原因思考に起因してきたことを考えれば、これは容易に首肯できよう。固定資産についてこれらの評価原則とは異質な原価主義を許容したと云うことは、債務超過破産原因思考がもはや盤石ではなくなったことを意味しており、そしてこのことは、債務超過の時に於ける株式会社取締役の破産申立て義務の規定（第一七四条第二項）の削除とまさに符合するのである。これほど見事な符合現象は、既に見てきたドイツに於ても見付けするのが困難であり、破産原因思考と評価規定との関連を知る上で貴重である。

ところで、最高限度額主義の原則に対して例外を認める右のような現象を「評価規定の軟化」と云うならば、最高限度額主義の発展と評価規定の軟化との間にはどのような関係があるだろうか。日本では、この昭和一三年改正商法の評価規定が最高限度額主義の最後の規定となった。換言すれば、我国ではこれ以上に最高限度額主義が発展することとはなかった。他方評価規定の軟化も、この昭和一三年改正商法に始まった。ドイツでは、既述の如く一八八四年株式法改正法で最高限度額主義は完成し、その後の発展はないと云える。しかるに評価規定の軟化は、既に見た如く、最高限度額主義の完成直前の一八八三年株式法改正法草案に始まった。このように見てくると、次の関係を得る。それは、最高限度額主義の発展が頂点或はそれに近い所に達した段階で、評価規定の軟化が始まると云うことである。換言すれば、評価規定の軟化が始まると、最高限度額主義の発展は止まると云う関係である。そして、最高限度額主義も究極的に債務超過破産原因思考に起因していたことを想い起せば、この関係についても、債務超過破産原因思考の後退によって説明がつく。即ち、債務超過破産原因思考の後退は、一方で最高限度額主義の発展を止めると同時に、他方で、既述の如く、評価規定の軟化を可能にしたのである。

- (1) 我妻 栄編、『旧法令集』、有斐閣、昭和四三年参照。
- (2) 法律新聞社編纂、『改正商法理由』、明治四四年、八五頁～八六頁。
- (3) 本章第三節参照。
- (4) 特に、松本丞治、『商法原論』、東京法学院大学、明治三七年、二二九頁～二三〇頁参照。
- (5) 私の調べた限り、当時の注釈書もこの点には言及していない。

(6) 本章第三節参照。

(7) その最大の理由が、「付すべき価値」と云う、各種の解釈に対し極めて弾力的な価値概念が使用されていた為であることは想像するに難くない。

(8) 本稿第四章第四節（商学研究18、三〇一頁）参照。

(9) 我妻 栄編、前掲『旧法令集』参照。

(10) 司法省民事局編纂、『商法中改正法律案理由書（総則・会社）』、清水書店、昭和一四年、二二頁。

(11) 「取得価額若くは製作価額から相当の減損額、即ち減価償却の原則に依って算出した金額を控除した金額……」（田中耕太郎、『改正商法及有限会社法概説』、有斐閣、昭和一四年、七九頁。）

(12) 田中・久保・山村・吉永、『会社会計法規詳解』、春秋社、一九五九年、一三七頁参照。

(13) 本章第二節参照。

(14) 大隅・大森、『逐条改正会社法解説』、有斐閣、昭和二六年、四一四頁、四一五頁、四二〇頁、四二二頁。山下勝治、『理論会計学』、巖松堂書店、昭和二三年、三八四頁、三八五頁参照。

(15) 岩田 巖、『財産評価損益の商法規定』（『会計原則と監査基準』、三五八頁、三六六頁）参照。

(16) ただ、ドイツに於ても一八八四年の株式法改正時に、このような平均相場と原価との比較低価以下主義が相当有力に主張されていたことが、一八八四年改正法案理由書（一七一頁）に明らかである。

(17) 田中耕太郎、前掲改正商法概説、一九六頁、一九七頁。

(18) 田中耕太郎、『改訂会社法概論（下巻）』、岩波書店、昭和三〇年、四二四頁。大隅健一郎、『全訂会社法論（中巻）』、有斐閣、昭和三四年、一九五頁参照。

(19) 拙稿、「商法貸借対照表規定の軟化とその要因——貸借対照表法に於ける債権者保護問題への第二步——」(一橋論叢、昭和五一年七月号、四九頁～六三頁) 参照。

(20) 司法省民事局編纂、前掲理由書、一四三頁。

第五章を終るに当って、この章を要約しておく。一八七〇年株式法改正法から一九三七年株式法迄の評価規定の内容は、最高限度額主義の評価原則として特徴付けられる。この最高限度額主義は、時価主義の基礎の上にまず部分的な時価以下主義として始まり、全面的な時価以下主義更には部分的な低価以下主義を経て、一八八四年株式法改正法に於て全面的な低価以下主義として完成した。かかる最高限度額主義の登場及び発展の基礎は、一八七〇年株式法改正法以来、株式会社の設立につき従来の許可主義に代えて準則主義を採用したことに対応して、債権者保護の強化従って資本金維持の強化が叫ばれたことにある。評価の最高限度額だけを定めて資産の過小評価への途を拓く所の最高限度額主義は、秘密積立金の形成を可能にすることより、資本金の云わば積極的維持に資するのである。

ところで、最高限度額主義が完成してその発展が止まる直前の一八八三年株式法改正法草案から、固定資産の原価評価の例外が許容されるようになり、他方、一九三〇年株式法草案からは、最高限度額主義の発展過程で導入された原価の概念が条文形式の上で擡頭し、時価と原価の位置関係は逆転した。最高限度額主義下に於けるこれらの現象、即ち云わば評価規定の軟化及び原価概念の擡頭は、債務超過破産原因思考の後退を要因とし、出資者保護即ち出資者への会計報告の強化を動因としていると考えられる。前者は、債務超過破産原因思考の現実妥当性の問題に発し、

後者は、一九三〇年草案以来、株式会社理事者の権限強化に対応して強調されるに至ったものである。しかしこれらの影響も、一九三七年株式法の段階では未だ評価規定の実質的且つ基本的内容の上には及ばず、従って最高限度額主義に变りはない。

日本では、明治四四年改正商法に於て、当時のドイツの通説的解釈に従って、一般的評価規定を時価以下主義に改めた。次いで昭和一三年改正商法では、固定資産の原価評価を許容する例外規定を加え、他方株式会社については、特別規定を設けることにより、固定資産は基本的に（時価原価比較）低価以下主義となり、相場ある有価証券は、私見によれば、時価と平均価格との比較低価以下主義と云うことになった。これらの評価規定は、最後の有価証券を除いて、結局ドイツ法の遅れ馳せの継受である。ところで、評価規定の軟化が始まり、また我国に於ける最後の最高限度額主義となったこの昭和一三年改正商法では、その要因と目される債務超過破産原因思考の後退が、債務超過の時に於ける株式会社取締役の破産申立て義務の規定の削除と云う見事な形で現われている。

（未完）

（昭和五十一年一〇月二日 受理）